

初回精密検査費用・定期検査費用助成について

◆ 申請に当たっての留意事項 (チェック漏れはありませんか?)

- 和歌山県内の「肝疾患診療拠点病院」又は「専門医療機関」で検査したものが対象です。
- 助成を受けることができる回数は、**初回精密検査は1回、定期検査は年度2回**（初回精密検査で受けた助成回数を含む）までです。
- 初回精密検査助成の対象は、以下のいずれかの検査で陽性と判定された方**です。
 - 和歌山県若しくは和歌山市が実施する肝炎ウイルス検査
 - 市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診
 - 職域で実施する肝炎ウイルス検査
 - 市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査
 - 手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査
- 定期検査については、市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の方が対象です。世帯所得額によって助成が受けられない場合がありますので必ず市町村で確認してください。**
- 定期検査2回分などをまとめて請求することは可能ですが、肝炎検査費用請求書(様式3)は各請求ごとに1枚ずつ作成してください。
- 支払について、医療機関では請求された金額を支払い、**医療機関の領収書、診療明細書**を必ず発行してもらってください。（医療機関によっては、診療明細書の発行費用を請求される場合がありますが、その費用は助成対象ではありませんので、自己負担となります。）
- 医療機関で支払った金額のうち、高額療養費により支給される部分については対象外となりますので、加入保険機関に高額療養費支給決定の有無を確認してください。**
(詳細については、加入保険機関（健康保険証発行元）にお尋ねください。)

(参考) 検査費用助成手続の流れ

(例) 初回精密検査費用助成手続の流れ

